

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

【薬局】2023年7月24日 介護給付費分科会 「居宅療養管理指導」

作成：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2023年7月24日 介護給付費分科会資料5 「居宅療養管理指導」

資料No.20230726-2062

本資料は、2023年7月24日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2024年度診療報酬・介護報酬の同時改定に向けて、介護報酬については介護給付費分科会でテーマごとの議論が始まっています
- 介護給付費分科会では、**夏頃までに主な論点についての議論**、9月頃に事業者団体等からのヒアリング、10月～12月頃に具体的な検討・議論、12月中に基本的な考え方を整理し、例年、年明け1月に諮問と答申、3月中旬に告示が発出されます
- 7月24日の介護給付費分科会では「居宅療養管理指導」の中で「薬局薬剤師の居宅療養管理指導」についても課題などが示されました
- 本資料では、**薬局薬剤師による居宅療養管理指導の評価について**今後の議論のポイントとなりそうな内容を抜粋し、各委員から述べられた意見を要約しています

- 2024年度改定は「診療報酬と介護報酬等との連携・調整をより一層進める観点」から中医協総会と介護給付費分科会に先立って『同時改定に向けた意見交換会』が開催されました。
- 意見交換会では「薬剤管理」について様々なテーマの中で、その必要性について意見が挙げられました。

（テーマ1：地域包括ケアのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携）

- **D Xの検討に当たっては、歯科診療所や薬局等も含めた検討が必要。**また、介護D Xは、医療D Xの後をについていくのではなく同時に検討を進めるべき。
- 障害福祉サービスでも医療ニーズが非常に高まっており、体制整備も含め医療と福祉の連携は喫緊の課題。**口腔健康管理や歯科医療の提供、薬剤管理も同様に医療と障害福祉サービスの連携が必要。**

（テーマ3：要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療）

- 薬局・薬剤師が、**入院時の持参薬の整理と情報提供、退院時における入院中の薬剤管理の状況の把握**をしっかりとした上で、退院後の在宅や外来での適切な薬剤管理の継続につなげていくことが重要。また、医療機関と高齢者施設との情報共有も重要。

（テーマ4：高齢者施設・障害者施設等における医療）

- 施設の在り方や利用者のニーズが多様化する中、**薬剤師がその施設の特性を的確に把握した上で、多職種との連携の下で適切な薬剤管理ができるような推進策が必要。**

（テーマ5：認知症）

- 早期の気づき、早期対応、重度化予防には多職種連携による連携が重要。**服薬管理、**歯科治療、外来看護師による相談等**が適切に実施されることも重要。**

（テーマ6：人生の最終段階における医療・介護）

- 緩和ケアについては、患者及び家族の苦痛や不安を和らげるために総合的に対応することが重要である。このため、麻薬を早期から積極的に使用するなど、考え方が変化してきている。一方、医療用麻薬といっても多様な製品・規格があり、また取り寄せにも時間がかかることが多く、**医療機関、薬局、訪問看護ステーションの間で日常からの連携体制の構築が必要。**
- 非がんの緩和ケアについては、**心不全やCOPDの末期の状態では、少量の麻薬が非常に有効であることが確認されているが、その提供については検討の余地があるのではないか。**

オンライン服薬指導の改正通知に沿って要件が見直される見込み

- 2022年に薬機法に基づくオンライン服薬指導のルールが改正されましたが、居宅療養管理指導における現行の要件は改正前のルールに基づいており、実情に沿っていないことが指摘されています。
- 調剤報酬では、2022年度改定時にオンライン服薬指導による報酬の要件や、算定上限回数などが見直しが行われました。

現行報酬の主な要件	薬機法に基づくオンライン服薬指導のルール
・居宅療養管理指導費を月1回算定している利用者が対象	・初回でも、薬剤師の判断と責任に基づき実施可能
・訪問診療の実施により処方箋が交付された利用者が対象	・どの診療の処方箋でも実施可能
・オンライン服薬指導は薬局内で行う	・患者の求めがある又は患者の異議がない場合、薬局以外の場所でも実施可能
・対面と合わせた服薬指導計画の作成	・書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報を明らかにする
・原則同一の薬剤師が実施	・かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましい

（薬剤師）

・現在の薬機法に基づくルールに合わせた見直しを行ってほしい

（労組）

・高齢者が対象であることを考慮した丁寧な検討が必要

MPSコメント

・オンライン服薬指導による居宅療養管理指導の要件は、薬機法に基づく現行のルールに合わせて見直される見込みです

【今からできる準備】

・現在訪問を行っている利用者の中で、オンライン服薬指導が可能な方がいるかの洗い出し ⇒ いない場合は、要因の洗い出しと対応策の検討

高齢者施設職員との連携が評価されるか？

- 多職種との連携により、薬剤師だけでは十分に収集しきれない患者の服薬状況、身体・生活の状況等を情報収集し、それに基づく医師への処方提案等が期待されるが、連携のさらなる推進が必要な状況にある、とされています。

薬局薬剤師と多職種との連携

- 薬局薬剤師による多職種の連携により、薬剤師のみでは十分に収集しきれない患者の服薬状況、身体・生活の状況等を情報収集し、それに基づく医師への処方提案等が期待されるが、連携のさらなる推進が必要な状況にある。

(薬剤師)

- 薬局とショートステイ先との連携体制構築は重要
- 長寿科学政策研究事業において、薬剤師と関係職種が連携を行う際の様式も検討されており、更なる連携推進への対応が必要

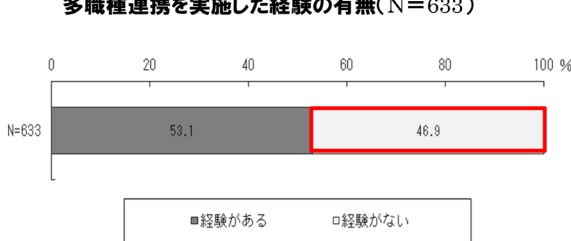
(老健)

- 情報共有のために様式の見直しも必要だが、実際にどのような指導が行われ、利用者にとってどう役に立っているのかという実態調査も必要

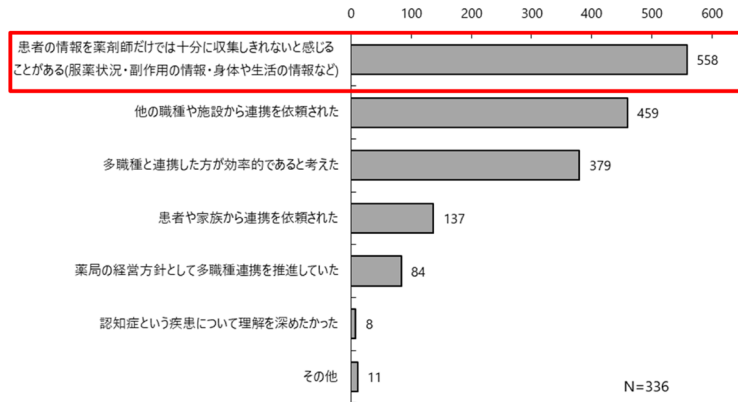
MPSコメント

- 長寿科学政策研究事業報告では、薬剤師自らが情報を収集し報告書の作成を行うような様式の確立が必要と考察されています

【薬局】
認知症の方の服薬管理を目的として、
多職種連携を実施した経験の有無(N=633)



【多職種連携を実施している薬局】
多職種連携を開始した理由(N=336)



出典:令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症の方の服薬管理における薬剤師の関わり方、他職種連携等に関する調査研究事業」

薬局の管理栄養士の訪問指導も算定対象となるか？

- 地方自治体から、薬局に勤務する管理栄養士による居宅療養管理指導の実施（算定）を認めることについて提案されており、令和5年度中に社保審議会等で検討され、必要な措置を講じる方針が閣議決定されています。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）

提案事項(事項名)

管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市

求める措置の具体的内容

在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。

対応方針

管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

42

【現状】

- ・居宅療養管理指導（管理栄養士）が算定できるのは、
 - 病院又は診療所の管理栄養士
 - 医療機関、介護保険施設、日本栄養士会、都道府県栄養士会が運営する栄養・ケアステーションの管理栄養士

（薬剤師）

- ・一部の薬局では管理栄養士の雇用等により栄養相談にも応じた対応も増えつつあり、次回議論の際には研究結果を示していただいた上での議論をお願いしたい

（医師）

- ・医療機関や介護施設で、診療録を踏まえたカンファレンスを実施し指導している管理栄養士が望ましく、まずは、余力のある医療機関や介護施設での指導を広げることが先決である

MPSコメント

- ・研究結果として薬局の管理栄養士による訪問指導の有用性が示されれば、算定可能となる方向に進む可能性があると考えられます

介護報酬に在宅中心静脈栄養法加算と在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算が新設されるか？

- 課題：医療保険では麻薬の持続注射療法や中心静脈栄養法を行っている患者の指導が評価されていますが、介護保険では現状評価されていないことについて検討が必要、とされています。
(現行ルールでは、末期悪性腫瘍等の患者であっても介護保険が優先され、加算が算定できません。)

医療用麻薬持続注射療法、在宅中心静脈栄養法を実施している患者への薬学的管理		中医協 総 - 3 3. 1 1. 2 6
	医療用麻薬持続注射療法	在宅中心静脈栄養法
患者像	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法を行っている入院中以外の末期の悪性腫瘍患者	在宅中心静脈栄養法を行っている患者
特定保険医療材料	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型ディスポーザブル注入ポンプ ・ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅中心静脈栄養用輸液セット (本体・付属品)
薬剤師の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・処方提案 (薬液濃度、流速、容量、PCAポンプ、ルート等) ・PCAポンプ等の使用に関する指導 (高度管理医療機器販売業許可あり) ・レスキューの使用回数の確認、評価スケールを活用した疼痛状況の確認 ・残液等の状況や副作用の状況について処方医へのフィードバック ・自宅環境に配慮した指導 (例：携帯型ディスポーザブルポンプは気温によって流速が変化するなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・処方提案 (中心静脈栄養輸液セット、針、ポンプ等) ・輸液セットや機械式注入ポンプなどの使用に関する指導 (高度管理医療機器販売業許可あり) ・輸液の保存性に配慮した分割調剤、頻回訪問、運搬の検討・実施 ・カテーテル感染症防止対策 (輸液セット刺し口の消毒、手技実施時の手洗い方法等)、栄養状態等を踏まえた服薬指導
	<ul style="list-style-type: none"> ・退院調整 (退院時カンファレンス、病院薬剤部との事前調整) ・訪問看護との連携 (訪問看護の訪問スケジュール、ルート交換タイミング確認など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・院外処方可能な処方提案 (院外処方可能な注射薬に限られている) ・消毒液や医療衛生材料の供給

診療側意見 (薬剤師)

- ・2023年7月12日の中医協総会でも述べたが、2022年度改定で新設された「在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算」及び「在宅中心静脈栄養法加算」を介護報酬でも算定できるような検討が必要

MPSコメント

- ・介護保険適用者に算定できる調剤報酬として設定されなかったことから、次回改定で介護報酬の加算として設定される可能性が高いと予想されます
- 【今からできる準備】
- ・高度管理医療機器販売業申請の検討
- ・麻薬小売業者の免許取得の検討
⇒取得できない要因の洗い出しと対応策の検討

出典：第十四改訂 調剤指針 日本薬剤師会編

本資料は、2023年7月24日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 ▶ メールマガジンの受信

会員特典2 ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>